

## 平成25年度 法令改正に係る『指針』内容の変更－新旧対照一覧

(注) 赤下線部が変更・訂正箇所です。法令改正による内容の変更は直線 (—)、誤植による正誤は波線 (~~~~) としています。

頁	新	旧
585	<p>「3. 通常兵器に係る補完的輸出規制の発動要件」の内容の一部を訂正する。</p> <p>3. 通常兵器に係る補完的輸出規制の発動要件 (省略)</p> <p>○国連武器禁輸国を仕向地とする場合  <u>輸出令別表第1の16の項(1)に掲げる貨物又は16の項(2)に掲げる貨物(いずれも外国向け仮陸揚貨物を除く。)</u>を国連武器禁輸国を仕向地として輸出しようとする場合であって、次の二つの発動要件のいずれかに該当する場合には、輸出の許可を要する<u>《輸出令第4条第1項第3号ハ、ニ及び第4号ハ、ニ》</u>。 (省略)</p>	<p>3. 通常兵器に係る補完的輸出規制の発動要件 (省略)</p> <p>○国連武器禁輸国を仕向地とする場合  <u>輸出令別表第1の16の項(2)に掲げる貨物(外国向け仮陸揚貨物を除く。)</u>を国連武器禁輸国を仕向地として輸出しようとする場合であって、次の二つの発動要件のいずれかに該当する場合には、輸出の許可を要する<u>《輸出令第4条第1項第4号ハ、ニ》</u>。 (省略)</p>